

E i w a N e w s

【消費税】リバースチャージ方式

平成 29 年 4 月
(No. 141)

国外事業者が国内で行う芸能・スポーツ等の役務の提供についての消費税の課税方式が、平成 27 年度税制改正により見直されました。

今回は、改めて、当該役務の提供を受けた事業者に消費税の申告納税義務を課す、いわゆるリバースチャージ方式についてご紹介いたします。

1. 概要

国内でコンサートの出演やスポーツイベント等への出場などの役務の提供を行えば、当該役務の提供を行った事業者が国外事業者であっても消費税法上の国内取引とされています。

そして、国外事業者()が来日して行う役務の提供のうち、当該国外事業者が他の事業者に対して行うもの(不特定かつ多数の者に対して行う役務の提供を除きます。)を特定役務の提供といたします。

()対象となる国外事業者

映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家

2. 課税方式の見直し(リバースチャージ方式の導入)

特定役務の提供については、国外事業者から国内において当該役務の提供を受けた事業者が特定課税仕入れとして、申告・納税を行うこととなります。【リバースチャージ方式】

また、特定役務の提供を行う国外事業者は、あらかじめ、役務の提供を受ける事業者に対して、当該役務の提供がリバースチャージ方式による申告対象の取引となる(役務の提供を受ける事業者が特定課税仕入れとして消費税を納める義務がある)旨を、表示しなければならないこととされています。

3. 適用時期

平成 28 年 4 月 1 日以後に行われる課税資産の譲渡等及び課税仕入れから適用されます。

4. 見直しに伴う経過措置

特定役務の提供を受けた場合のリバースチャージ方式は、経過措置により、当分の間は、当該課税期間について簡易課税制度が適用されない場合で、課税売上割合が 95%未満である事業者のみ適用されます。

すなわち、当該課税期間において、課税売上割合が 95%以上の事業者や簡易課税制度が適用される事業者は、特定役務の提供を受けた場合であっても、その特定役務の提供に係る仕入れはなかったものとされます。

よって、その課税期間の消費税の確定申告では、当該仕入れは課税標準額、仕入税額控除のいずれにも含まれません。

5．特定役務の提供に該当する取引の具体例

特定役務の提供に該当する取引は、国外事業者が対価を得て他の事業者に対して行う以下のような取引が該当します。

- (1) 芸能人としての映画の撮影・テレビへの出演
- (2) 俳優、音楽家としての演劇、演奏
- (3) スポーツ競技大会への出場

(留意点)

国外事業者には個人事業者も含まれます。

国外事業者であるスポーツ選手が、映画やCM等の撮影を国内で行って、その演技、出演料等を受領する場合は(1)に含まれます。

国外事業者がアマチュアなどと称される者であっても、スポーツイベントへの出場など役務の提供を行うことにより報酬・賞金等を受領する場合は(3)に含まれます。

国内のスポーツチーム等が非居住者である監督、コーチ等から競技指導などの役務の提供を受けた場合であっても、監督、コーチ等は職業運動家には該当しませんので、当該役務の提供は特定役務の提供には該当しません。

6．リバースチャージ方式による消費税の申告納税

特定役務の提供を受けた消費税課税事業者は、以下の方法によりリバースチャージ方式による申告納税を行います。

- (1) 受けた特定役務の提供の対価の額が、消費税の課税標準となります。
- (2) 特定課税仕入れは、通常の課税仕入れと同様に、仕入税額控除の計算の基礎となります。

ただし、上記4．の経過措置が適用され、特定課税仕入れがなかったものとされる課税期間については、特定課税仕入れに係る申告義務はありません。

また、特定課税仕入れにつき、仕入税額控除を行うこともできません。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、お願いいたします。